売却基準価額は民事執行規則第30条の3第1項により
執行裁判所が職権で変更したものである。

令和　８年（ヌ）第　　３号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１２日
松山地方裁判所民事部
裁判所書記官　鎌　田　晃　生

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　３日　午前　８時３０分から 令和　８年１２月１０日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１７日　午前１０時００分 松山地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　７日　午前１０時００分 松山地方裁判所民事部
特別売却実施期間	令和　８年１２月１８日　午前１０時００分から 令和　８年１２月２１日　午後　５時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１２日から当庁民事書記官室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	1,830,000 1,464,000		366,000	95,573	0
備考	売却基準価額は民事執行規則第30条の3第1項により 執行裁判所が職権で変更したものである。				

令和　８年（ヌ）第　　３号

物　件　目　録

１　所　　在　　宇和島市三間町戸雁　５４０番地２

家屋　番号　　５４０番２

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄骨造セメント瓦葺２階建

床　面　積　　１階　　９０．４７平方メートル
２階　　６７．３７平方メートル

令和　８年（ヌ）第　　３号

物　件　明　細　書

令和　８年　３月２７日
松山地方裁判所民事部
裁判所書記官　今　村　正　詞

1　不動産の表示
【物件番号１】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号１】
B が占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号１】
本件建物のために、その敷地（地番５４０番１及び同番２の一部、所有者 B ）につき使用借権が存する。買受人は、敷地利用権の設定を要する。

《　注　　意　　書　》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物　件　目　録

１　所　　在　　宇和島市三間町戸雁　５４０番地２

家屋　番号　　５４０番２

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄骨造セメント瓦葺２階建

床　面　積　　１階　　９０．４７平方メートル
２階　　６７．３７平方メートル

令和　８年（ヌ）第　　３号
令和　８年　２月１８日受理
令和　８年　３月　３日提出

現 況 調 査 報 告 書

松山地方裁判所
執行官　井　口　真　一

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ヌ）第　　３号

物　件　目　録

１　所　　在　　宇和島市三間町戸雁　５４０番地２

家屋　番号　　５４０番２

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄骨造セメント瓦葺２階建

床　面　積　　１階　　９０．４７平方メートル
２階　　６７．３７平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
建物	物件１
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である。 □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物）。
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種類： 構造： 床面積：
占有者及び占有状況	□建物所有者　■その他の者（　B　） 上記の者（その他の者）が、物件１建物を、住居として使用している。 ■「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	物件１建物の登記上の所在地番は、「５４０番地２」であるが、現況の所在地番は、「宇和島市三間町戸雁５４０番地１、５４０番地２」である。
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 保管開始日　平成　年　月　日
敷地（目的外土地）	「目的外土地の概況（その１、２）」のとおり
土地建物の位置関係	□ 建物図面（各階平面図）のとおり　■物件配置見取図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原（物件１関係）

占有範囲	■全部　□
占有者	□債務者　■ B
占有状況	□敷地　□駐車場　□ ■居宅　□事務所　□店舗　□倉庫　□

■関係人（■ C （物件１建物占有者兼目的外土地所有者 B の妻））の陳述

占有権原		□賃借権　■使用借権　□
占有開始時期		令和５年頃
最初の契約等	契約日	年　月　日
	期間	年　月　日から　□　年　月　日まで　年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新　□自動更新　□法定更新
現在の契約等	期間	年　月　日から　□　年　月　日まで　年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者　□その他の者（　　）
	借主	■占有者　□その他の者（　　）
賃料・支払時期等		毎　金　　円（毎　　限り　　分支払） □前払（　　分　　円） □相殺（　　分　　円）
敷金・保証金		□ない　□ある（□敷金　　円　□保証金　　円）
特約等		□譲渡・転貸を認める　□
その他		
執行官の意見		■上記のとおり　□下記のとおり　■「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（目的外土地用　〈複数１〉）

目的外土地の概況（その１）（物件１関係）		
1	所在	宇和島市三間町戸雁
	地番	５４０番１
	地目	■宅地　□山林　□雑種地　□畑　□田　□
	地積	６１．１１平方メートル　（■全部　□約　　平方メートル）
	所有者	□建物所有者　■その他の者（ B ）
	その他の事項	
2	所在	宇和島市三間町戸雁
	地番	５４０番２
	地目	■宅地　□山林　□雑種地　□畑　□田　□
	地積	１６０．４３平方メートル　（■全部　□約　　平方メートル）
	所有者	□建物所有者　■その他の者（ B ）
	その他の事項	
3	所在	
	地番	番
	地目	□宅地　□山林　□雑種地　□畑　□田　□
	地積	平方メートル　（□全部　□約　　平方メートル）
	所有者	□建物所有者　□その他の者（　　）
	その他の事項	
4	所在	
	地番	番
	地目	□宅地　□山林　□雑種地　□畑　□田　□
	地積	平方メートル　（□全部　□約　　平方メートル）
	所有者	□建物所有者　□その他の者（　　）
	その他の事項	

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外土地の概況（その２）（物件１関係）

（■ C （物件１建物占有者兼目的外土地所有者 B の妻））の陳述

占有権原		□所有権　□地上権　□賃借権　■使用借権　□
占有開始時期		平成１３年２月２３日（登記上、物件１建物の新築年月日）頃
最初の契約日	契約日	年　月　日
	期間	年　月　日から　□　年　月　日まで　年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新　□自動更新　□法定更新
現在の契約等	期間	年　月　日から　□　年　月　日まで　年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■土地所有者　□その他の者（　）
	借主	■建物所有者　□その他の者（　）
地代・支払時期等		毎　金　円（毎　限り　分支払）
地代前払		□ない　□ある（金　円　分まで）
敷金・保証金		□ない　□ある（□敷金　円　□保証金　円）
特約等		
地代滞納		□ない　□ある（令和　年　月　日現在　金　円）
契約解除		□ない　□ある（　）
訴訟提起等		■ない □ある［地方裁判所　支部　令和　年（　）第　号 □係属中　□終局（　）］
その他		
執行官の意見		■上記のとおり　□下記のとおり　■「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■ C （本件債務者の母）	1　私は、本件建物所有者 A の母、そして、その敷地である目的外土地所有者 B の妻に当たる者です。 2　現在、本件建物には、私ら夫婦二人が住んでいます。 A は、約３年前まで本件建物で私らと同居していましたが、転勤のため転居し、現在は別居しています。 本件建物に関し、家賃等の金銭的な授受はなく、無償で住んでいます。 3　目的外土地は、いずれも B の所有で、A との間に地代等の金銭的な授受はありません。 A は、目的外土地をいずれも本件建物の敷地として、無償で使用しています。 4　本件建物は、新築後、増改築はしていません。 また、同建物の不具合は、特にありません。 5　リース物件はありません。 6　上水道を引き込み使用し、浄化槽を設置し使用しています。 7　水路上の床版等設置に伴い、市役所で占用許可手続をしたか否か分かりません。 8　本件物件において、これまでに事件や事故等はありません。 また、自然災害に見舞われたこともありません。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執　行　官　の　意　見

1　本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況等から２～４枚目記載のとおり認めた。

2【都市計画区分】

宇和島市役所都市整備課での調査によると、本件物件は非線引都市計画区域（用途地域：指定なし）に位置している。

3【接　道】

目的外土地（地番：５４０番１、同番２）の西側において、幅０．９ｍの水路を介し、現況幅員約５．０ｍのアスファルト舗装市道（戸雁西線・建築基準法４２条１項１号適用道路・写真20番）に、

目的外土地（地番：５４０番２）の北側において、現況幅員約４．０ｍの未舗装私道（地番：５４０番５、公衆用道路、第三者共有、写真21番）に、それぞれ接面している。

4【本件建物の状況・不具合等】

物件１建物は、全体的に経年（登記上：「平成１３年２月２３日新築」）劣化が認められた。

5【本件建物の占有について】

物件１建物は、目的外土地所有者 B が占有している。

同建物の占有権原については、親子関係に基づき無償で使用していることから、黙示の使用借権と判断した。

6【本件建物の敷地利用権について】

物件１建物の敷地として、目的外土地（地番：５４０番１、同番２）を占有している。

同土地の占有権原については、親子関係に基づき無償で使用していることから、黙示の使用借権と判断した。

買受人は、敷地利用権の設定を要する。

7【水路上の架橋等について】

宇和島市役所建設課管理係での調査によると、目的外土地の西側の水路上の床版等設置に関し、占用許可手続はなされていなかった。

なお、原則として、水路上に鉄板を設置する方法による占用使用は認めていない、とのことであった。

以　上

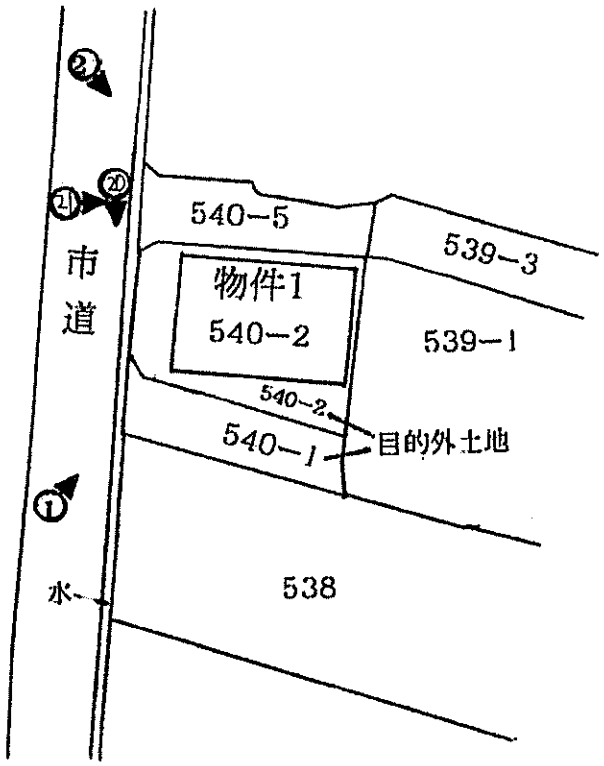
（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調　査　の　経　過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和８年２月19日 （木） 14：10－14：40	当庁（電話）	C から受電。聴き取り調査
令和８年２月20日 （金） 11：30－11：40	物件所在地	物件確認、接道外観等調査、写真撮影
令和８年２月20日 （金） 12：35－13：15	宇和島市役所	建物図面等資料収集、公法上の規制等調査
令和８年２月20日 （金） 13：20－13：40	愛媛県南予地方局	建築計画概要書閲覧等調査
令和８年２月20日 （金） 13：45－14：05	松山地方法務局 宇和島支局	公簿公図等閲覧等調査
令和８年２月24日 （火） 11：50－12：00	当庁（電話）	C から受電。聴き取り調査
令和８年２月25日 （水） 8：45－8：55	当庁（電話）	宇和島市役所建設課管理係担当者から、占用許可等に関する聴き取り調査
令和８年２月26日 （木） 10：20－10：50	物件所在地	立入調査、写真撮影、 C と面談、評価人同行

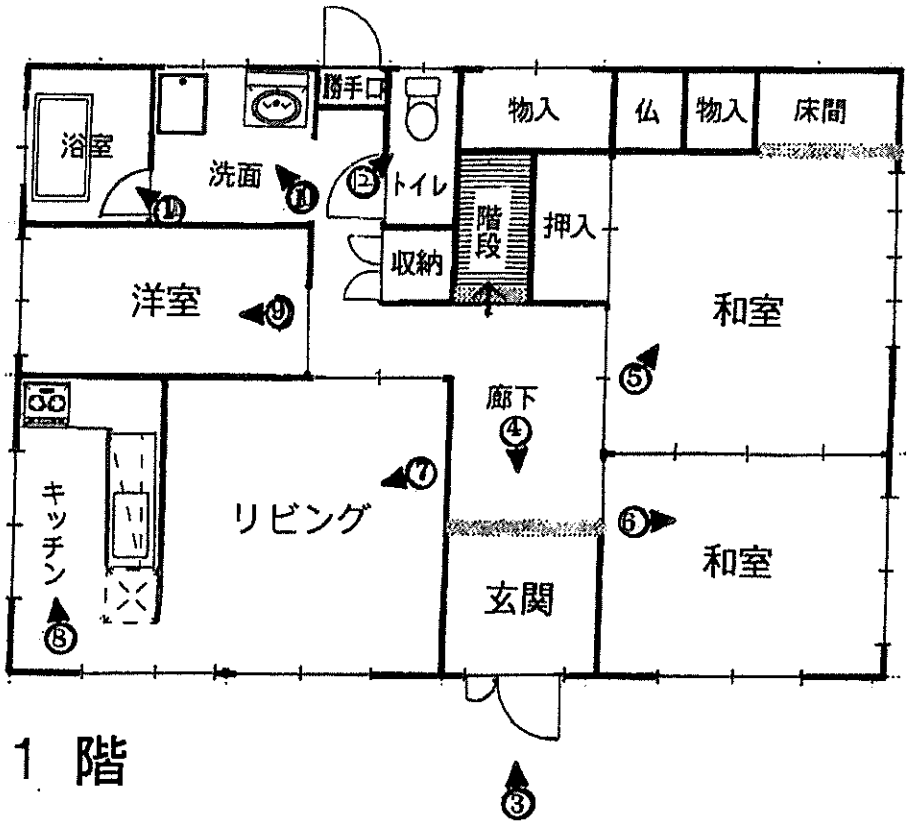
（特記事項）
なし

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

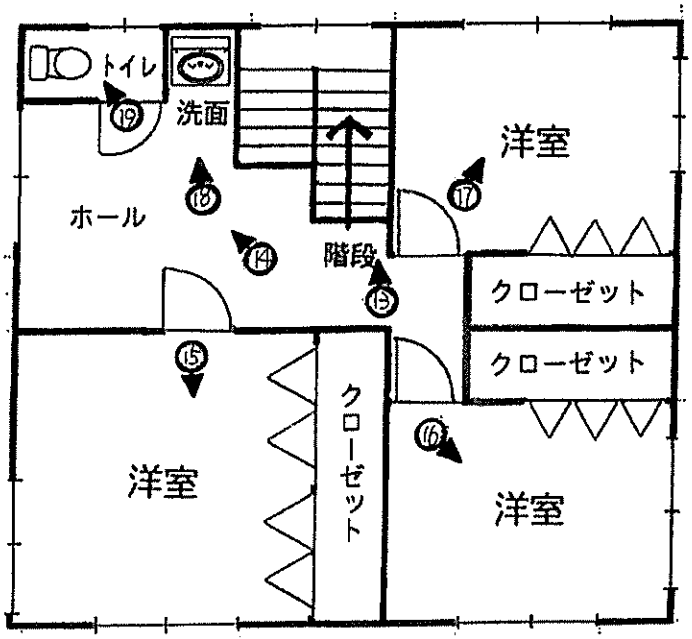


物件配置見取図

・Qは写真撮影方向及び番号を示す。



1 階



2 階

建物間取図

（１０枚目）

○は写真撮影方向及び番号を示す。

1

受命物件の状況



目的外土地

2

物件１建物



3



玄関付近の状況

4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16



17



18



19



20



接面道路（西側）の状況

21



接面道路（北側）の状況

写

令和８年（ヌ）第３号
令和８年２月２６日現地調査
令和８年３月　４日評　　価

松山地方裁判所　御中

評　価　書

評価人　不動産鑑定士
井上佳美　印

第１　評価額

番　号	評　　価　　額
物件１（建物）	金　3,730,000 円

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には瑕疵担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登記上	現況
1	所在	宇和島市三間町戸雁 ５４０番地２	ほぼ同左
	家屋番号	５４０番２	
	種類	居宅	
	構造	鉄骨造セメント瓦葺２階建	
	床面積	１階　９０.４７㎡ ２階　６７.３７㎡	

番号	特記事項
1	【目的外土地の概要】 所　在：宇和島市三間町戸雁 地　番：５４０番１、５４０番２ 地　目：宅地 地　積：２２１.５４㎡

第４　目的物件の位置・環境

１．土地の概況および利用状況（目的外土地１’・敷地利用部分）

位置・交通	JR予土線「伊予宮野下」駅の北西方約900ｍ(道路距離) 「務田」バス停の北方　　約1,000ｍ（徒歩約13分） 宇和島市役所三間支所まで 約1,000ｍ（道路距離） （別添位置図参照）	
付近の状況	当該地域は、旧三間町中心部の西方、農地が広がる中に小規模に宅地開発された住宅地域である。 地域内の標準的な街路は、幅員約5.0ｍの舗装市道で、南方約180ｍ地点で県道広見吉田線に接続している。 当分は現状維持の住環境にて推移すると思われる。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火地域 その他の規制	非線引都市計画区域 指定なし ７０％ ２００％ 指定なし 埋蔵文化財包蔵地の指定なし 土砂災害警戒区域の指定なし
画地条件（規模、形状等）	画地間口約12.5ｍ　奥行約15.0ｍ　地積221.54㎡ 西側接道間口約3.0ｍ(市道に床版橋で接道している) 形状　ほぼ長方形　　地勢　平坦 日照・通風　普通　　嫌悪施設等　なし	
接面道路	西側　幅員約5.0ｍ舗装市道(戸雁西線)に床版橋で接面。(建築基準法上の道路である) 北側　幅員約4.0ｍ未舗装私道に等高に接面する。 角地である。	
土地利用の状況及び隣地の状況等	土地は、物件１の敷地として利用されている。 東側隣接地は一般住宅の敷地、南側は農地である。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし（ＬＰガス） 下水道：なし（浄化槽） （注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。	
特記事項	１.土地は、土地所有者とその家族が居住用に占有使用している。 ２.土地は、現地調査等より、従前、農地であった土地を造成し、一般住宅等の用に供されて現在に至っており、調査の範囲内においては、土壌汚染の可能性の端緒は認められがたく、特段の減価考慮は行わなかった。	

2　建物の概況及び利用状況（物件１）

区　　分	主である建物（家屋番号：５４０番２）
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成 13 年 2 月 23 日新築 経　過　年　数　：25 年 経済的残存耐用年数　：15 年
仕　　様	構　造　鉄骨造 屋　根　セメント瓦葺 外　壁　窯業系サイディング貼り 内　壁　板張り、クロス貼、など 天　井　板張り、ボードなど 床　フローリング、畳、タイルなど 設　備　石油給湯器(ｴﾈｴｰｽ)、給排水設備、洋式便座、システムキッチンなど
床面積(現況)	１階　９０.４７㎡ ２階　６７.３７㎡ 計１５７.８４㎡
現況用途等	階　　層　１～２階 現況用途　居宅 間 取 り　現況調査報告書添付の「建物間取図」参照
品　　等	使用資材の質量　普通 施工の程度　　普通 設計の良否　　普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	土地所有者とその家族が居住用に使用している。
特記事項	１.対象建物について、現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関の分析調査を要する。 ２.建築確認：平成 12 年 2 月 25 日　第 381 号 完了検査：担当部局の台帳では確認が得られなかった。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

①　建付地価格（目的外土地１'）

目的外土地の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

番号	標準画地価格（円／㎡）ア	個別格差 イ	地積（㎡）ウ	建付減価 エ	建付地価格（円）ア×イ×ウ×エ≒オ
1'	19,200	1.01	160.00	0.95	2,950,000

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査　宇和島（県）－１１

基準地価格　時点修正　標準化補正　地域格差　標準画地価格

19,500 円×　98.7/100　×　100/100　×　100/100　≒　19,200 円/㎡

◇　時点修正：調査価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇　標準化補正：標準的画地である。

◇　地域格差：環境条件等を考慮した。

イ　個別格差：角地等の個別的要因を考慮して＋ 1.0 %と査定。

ウ　地　　積：敷地面積の内、建物１の敷地利用権が及ぶ範囲を上記の面積と査定した。

エ　建付減価補正率：地上建物の存在による減価率を▲５%と判断した。

②　建物価格（物件１）

物件１の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに定額法と観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を以下のとおり判定した。

番号	再調達原価（円／㎡）ア	現況延床面積（㎡）イ	現価率 ウ	建物価格（円）ア×イ×ウ≒エ
1	160,000	157.84	0.34	8,590,000

イ　現況面積：登記面積による

ウ　現価率（定額法）

・経過年数 25 年、経済的残存耐用年数 15 年、残価率　0 %

定額法と観察減価法（保守管理の状況［普通］による補正▲ 10 %と査定）を併用して下記のとおり査定した。

・現価率＝｛0 ＋（1 － 0）× 15 年/40 年｝×（1 － 0.1）≒ 0.34

2　評価額の判定

前記より求めた価格に、建物について、敷地利用権価格を加算し、下記のとおり評価額を求めた。

①敷地利用権価格

番号	建付地価格 （円） （1 ①ｵ）ア	敷地利用権等割合 イ		敷地利用権価格 （円） ア×イ≒ウ
1'	2,950,000	0.10	使用借権	300,000

②評価額

番号	基礎となる価格 （円） （1 ②ｴ） ア	敷地利用権価格の控除及び加算 （円） （2 ①ｳ）イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円） （ｱ+ｲ）×ｳ×ｴ×ｵ
1	8,590,000	＋ 300,000	1.0	0.7	0.6	3,730,000

ウ　占有減価修正：必要なし
エ　市場性修正：建物取引の市場流通性を考慮して、▲30%と判断した。
オ　競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して、▲40％と判断した。

第６　参考価格資料

１　地価調査価格：宇和島(県)－１１

所　　在　宇和島市三間町戸雁７４０番外２筆

価　　格　１９,５００円／㎡

位　　置　JR 予土線「伊予宮野下」駅の北西方約８００ｍに位置する

価格時点　令和７年７月１日

地　　積　５９４㎡

供給処理施設　上水道：あり　公共下水道：なし　都市ガス：なし

接面街路　北側６.３ｍ舗装市道

用途指定等　非線引都市計画区域　用途指定なし
建ぺい率７０％　容積率２００％

地域の概要　農地の中に一般住宅等が見られる住宅地域

２　固定資産税評価額（令和７年度）

物件１　　６,８２６,７０４　円

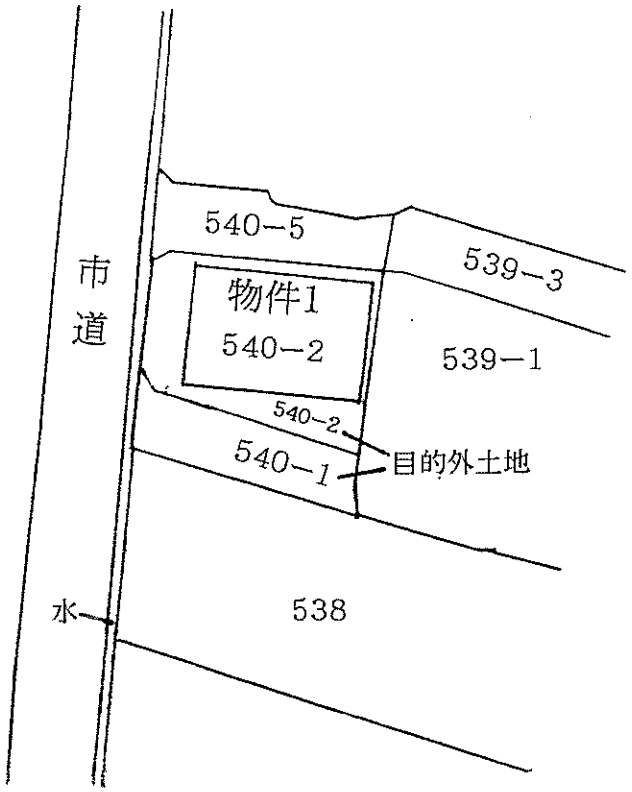
＊ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第７　付属資料の表示

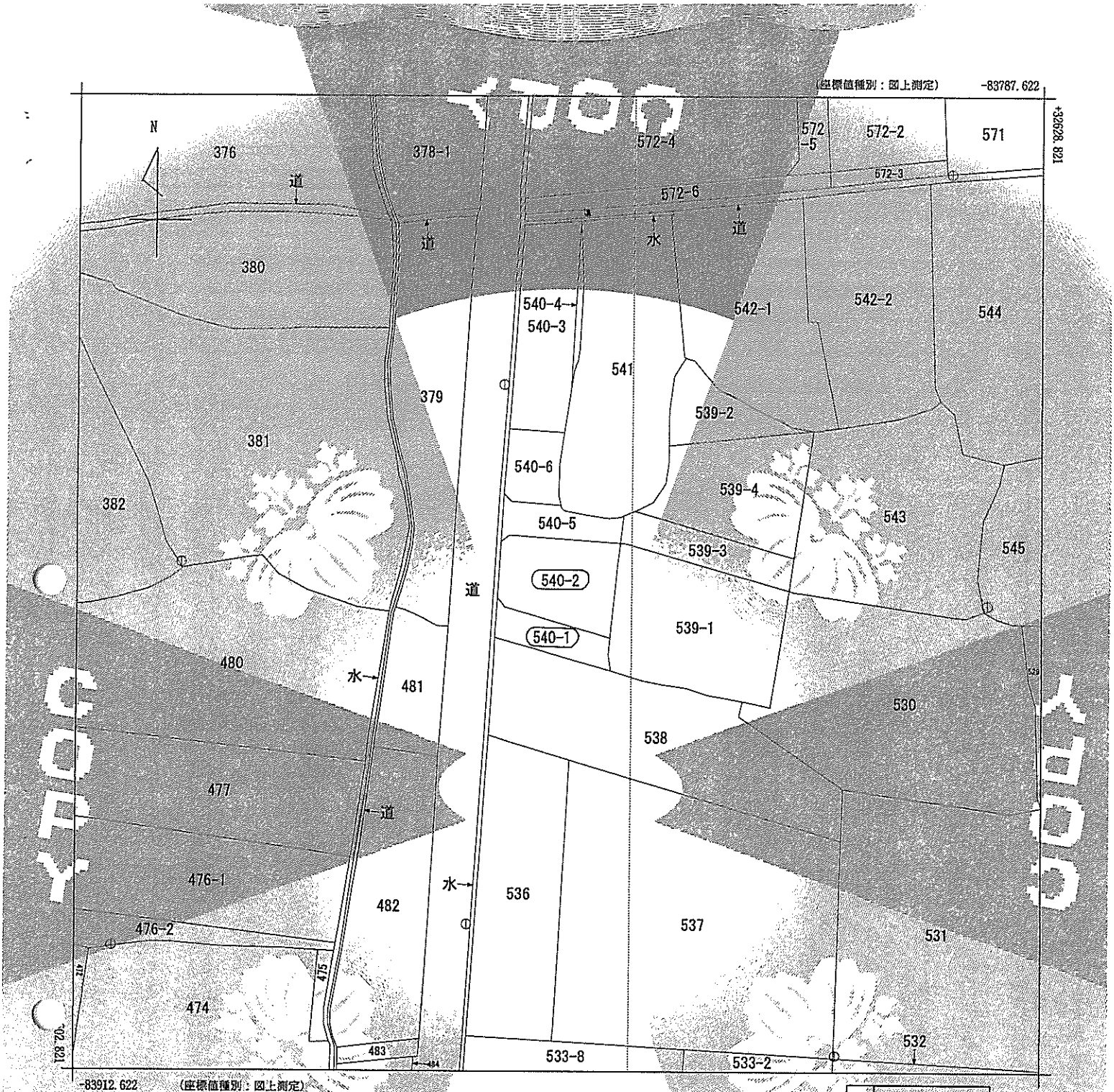
資料１　位　置　図
資料２　物件配置見取図
資料３　公　図　写
資料４　建　物　図　面

以　上


遍路道（稲荷神社境内及び龍光寺境内）
伊予遍路道（仏木寺道）
地価調査地
評価対象物件
三間町戸雁
三間町宮野下
伊予宮野下駅
利近池
道の駅
三間町務田
三間町迫目
「地形図」国土地理院発行
1／8,000
位置図



物件配置見取図



地番区域見出 三間町戸雁

A3判をA4判に縮小

請求部分	所在	宇和島市三間町戸雁					地番	540番2		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	Ⅳ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日				備付年月日(原図)	昭和52年9月2日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

公図写

令和8年2月19日
松山地方法務局宇和島支局
登記官
[redacted]

請求番号：2-1
(1/1)

公用

公用

登記年月日：平成13年3月1日

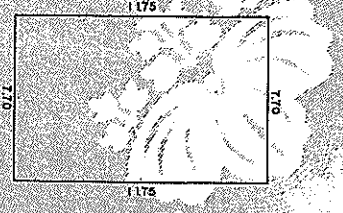
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年2月19日
松山地方法務局宇和島支局
登記官

181297

各階平面図

家屋番号	540番2
建物の所在	北宇和郡三間町大字戸雁540番地2 宇和島市三間町戸雁

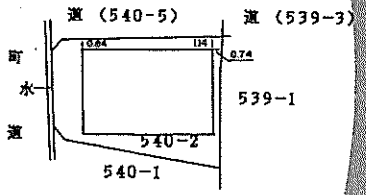
建物図面

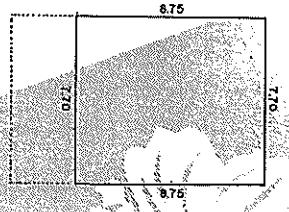


1階

7.70m × 11.75m = 90.4750㎡

床面積 90.47㎡





2階

7.70m × 8.75m = 67.3750㎡

床面積 67.37㎡

作製者	[redacted]	縮尺	1/250
申請人	[redacted]	縮尺	1/500

平成 13年 3月 1日 登記

（表題部土地又は建物の所在欄に記載した土地の所在図）

8 № 014398 H13、3、1

8.2. 200冊

A3判をA4判に縮小

建物図面

[redacted]

請求番号：2-3